

平成 30 年 4 月 25 日

特定健康診査実施医療機関各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
健診担当理事 志村 純一

特定健康診査受診券（セット券）に係る留意点について

神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会 HP にもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 笹生 正 人

特定健康診査受診券（セット券）に係る留意点について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本医師会常任理事より各都道府県医師会担当理事あて通知があり、周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関に対し、周知方よろしくご高配のほどお願いいたします。

なお、日本医師会常任理事からの通知の詳細は、神奈川県医師会公衆衛生委員専用ホームページに掲載いたしましたので、閲覧もしくはダウンロードをお願いいたします。

お問い合わせ先

地域保健課 担当：會澤

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail : m-aizawa@kanagawa.med.or.jp

平成30年3月27日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
羽 鳥 裕

特定健康診査受診券（セット券）に係る留意点について

平成30年度以降における特定保健指導におきましては、健診当日の特定保健指導（初回面接）の実施（分割実施）を可能とする運用の見直しが行われ、健診当日に初回面接を実施する医療保険者においては、特定健診対象者に対し「特定健康診査受診券（セット券）」（以下、「セット券」という。）を発行することとされております。（「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3版）（案）」P.117～118及びP.121～123をご参照）

これに伴い、集合契約Bに参加する健診実施機関において、受診者よりセット券を提示された場合の留意点を以下のとおりまとめました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 健診当日に初回面接を実施しない健診実施機関

窓口でセット券を提示された場合であっても、従来どおり特定健康診査のみを実施する。

2. 健診当日に初回面接の実施ができる健診実施機関

セット券の「契約取りまとめ機関名」を必ず確認し、その表示内容によって以下のとおり取り扱う。

(1) 「集合契約B①」の表示のみの場合

集合契約Bにおいては健診当日に初回面接を実施しない医療保険者であることから、従来どおり特定健康診査のみを実施する。

(2) 「集合契約B②」の表示がある場合

集合契約Bにおいても健診当日に初回面接の実施を希望する医療保険者であることから、当日把握できる健診結果をもとに階層化を行い、特定保健指導の対象者となった者に対し、健診当日の初回面接を実施する。

